

○安中市建設工事等予定価格事前公表要領

令和4年3月28日

安中市訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、安中市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務委託（以下「建設工事等」という。）について、入札契約制度の透明性と公正性を確保する観点から予定価格の事前公表を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象)

第2条 予定価格の事前公表を行う対象は、競争入札及び競争性のある随意契約により契約する建設工事等とする。ただし、特に事前公表をしない必要があると認められるものは、この限りでない。

(予定価格)

第3条 事前公表する予定価格は、安中市契約規則（平成27年安中市規則第9号）第5条の規定により市長が定めた価格であって、消費税及び地方消費税相当額を含まない価格とする。

(事前公表の方法)

第4条 予定価格の事前公表は、次のとおり行うものとする。

- (1) 一般競争入札の場合は、入札公告により公表するものとする。
- (2) 指名競争入札の場合は、指名通知書により公表するものとする。
- (3) 競争性のある随意契約の場合は、見積依頼書により公表するものとする。

(入札の回数)

第5条 予定価格を事前公表する入札は、再度入札を行わないものとし、落札者がいない場合は入札を不調とする。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(安中市予定価格の事前公表試行要領の廃止)

- 2 安中市予定価格の事前公表試行要領（平成18年安中市訓令第50号）は、廃止する。